

## **[事案 2021-128] 新契約無効請求**

・令和3年12月20日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人から虚偽の説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年8月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1) 配偶者が加入した保険（以下「配偶者の保険」）と同じもの中加入したいと募集人に伝えたところ、当該保険は現在販売されていないと虚偽の説明を受け、本契約しか案内されなかった。
- (2) 契約後、保険会社に説明を求めた際、その担当者からも上記(1)と同様の説明を受けた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 配偶者の保険は現在も販売しており、本契約の保険しか販売していないということもない。募集人や担当者は申立人が主張するような発言をしていない。
- (2) 募集人は申立人に対して、最初に配偶者の保険を案内した。今回の加入の動機となったのは申立人の親の契約であるが、これが本契約と異なる種類の契約であることからしても、申立人は本契約以外に他の種類の保険もあることを理解していた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が配偶者の保険は現在販売されていないという説明を行ったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。